

航空分野における費用対効果分析に関する検討委員会について

【設置趣旨】

国土交通省においては、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、平成 13 年 7 月に「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」及び「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」を策定し、新規事業採択時評価、再評価を実施している。また、平成 15 年 4 月に「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」を策定し、事業完了後の事後評価を導入している。

さらに、平成 16 年 2 月には、事業評価のより詳細な手法について定めた「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」(以下、『技術指針』という)を策定するなど、公共事業評価の透明性、客観性の向上に向けた取組みを進めている。

航空局においても、これまで空港整備事業、航空路整備事業（以下「航空関係公共事業」という。）の新規事業採択時評価、再評価、完了後の事後評価のそれぞれについて、事業評価実施細目を定め、事業評価を実施してきた。また、事業評価内での費用対効果分析の実施については、事業分野毎に「空港整備事業の費用対効果分析マニュアル Ver.4」(平成 18 年 3 月)及び「航空保安システムの費用対効果分析マニュアル」〔精密進入の高カテゴリー化・双方向化編(平成 22 年 8 月)、航空路監視レーダー整備事業編(平成 21 年 2 月)、航空衛星システム整備事業編(平成 24 年 8 月)〕を策定・改定し、航空関係公共事業の事業評価に活用してきたところである。

今般、技術指針については、社会的割引率の設定のあり方(令和 5 年)、貨幣換算が困難な効果の評価、事業費算定のあり方等(令和 6 年)について、「公共事業評価手法研究委員会」において検討を行い改定したところであり、これを踏まえ、航空関係公共事業においても費用対効果分析マニュアルを改定する必要が生じた。

加えて、現行の費用対効果分析マニュアルの策定・改定時点から、急激なインバウンド需要の増加等による社会情勢の変化が生じている。

のことから、航空分野における費用対効果分析マニュアルにおいては、それらの変化やニーズに対応しうる航空輸送ネットワークを実現するため、評価の実施状況等を踏まえ見直しを行う必要がある。また、評価に必要な各種原単位についても見直しを行う。

このため、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき学識経験者等から構成される委員会を設置するものである。